

第3次生駒市教育大綱（案）

についてご意見を募集します

意見募集期間：令和6年3月25日（月）～令和6年4月25日（木）

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である教育大綱は、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるもので、平成28年6月に策定しました。

令和2年6月策定の第2次生駒市教育大綱の推進期間が満了を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応していくために、基本理念、基本方針等において改定を行うものです。

改定に向けて、市長と教育委員会が協議・調整を行う「総合教育会議」において、協議を重ねるとともに、学校関係者や中学校生徒会、学童指導員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局の各課の職員へのワークショップや保護者、小中学生にアンケートを行い、「第3次生駒市教育大綱(案)」を取りまとめました。

つきましては、第3次生駒市教育大綱(案)について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

案件名	第3次生駒市教育大綱（案）
案の公表場所	市役所（2階 教育指導課教育政策室・3階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内） 南コミュニティセンターせせらぎ、 市ホームページ（ https://www.city.ikoma.lg.jp/ ）  見本 ←市 HP は こちらから
募集期間	令和6年3月25日（月）～令和6年4月25日（木）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能です)に、 ① 案件名、 ② 住所、 ③ 氏名、 ④ 意見提出者の区分 ⑤ 第3次生駒市教育大綱（案）へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、 ② 郵送、 ③ ファクス、 ④ 市ホームページのいずれかで、教育指導課教育政策室までご提出ください。 ※ <u>電話によるご意見には対応することはできません。</u>
提出先	【持参】 生駒市役所 教育指導課教育政策室（2階18番窓口） 平日 8:30～17:15 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市教育委員会事務局 教育指導課教育政策室 宛 【ファクス】 0743-74-9100 （教育指導課教育政策室宛）
いただいたご意見への対応	・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。